

千葉県警察本部新庁舎建設等事業

要求水準書 刑事部会議室システム編（概要版）

平成16年10月26日

千 葉 県

目 次

第 1 目的	4
第 2 業務概要	4
1 刑事部会議室システムの設計業務	4
2 刑事部会議室システムの設置業務	4
3 刑事部会議室システムの保守管理業務	4
4 刑事部会議室システムの引渡業務	4
5 遵守すべき法規制及び関係機関等への手続き	4
6 特許、実用新案権等	5
7 要求水準の変更	5
第 3 刑事部会議室システムの基本的事項	6
1 刑事部会議室システム基本事項	6
2 設置場所	6
第 4 刑事部会議室システムの概要	7
1 刑事部会議室システムの構成	7
2 刑事部会議室システムの機器構成	7
3 使用条件	10
第 5 刑事部会議室システムの設計業務	11
1 基本的な考え方	11
2 管理サーバシステム	11
3 映像表示システム	11
4 操作卓	11
5 拡声システム	11
6 無線リモコンシステム	11
第 6 刑事部会議室システムの設置業務	12
1 基本的な考え方	12
2 据付、配管、配線工事	12
3 試験調整	12
4 教育訓練	12
第 7 刑事部会議室システムの保守管理業務	13
1 基本的な考え方	13
2 保守管理の期間	13

3 保守点検	13
4 機器更新及び消耗品	14
5 地図の更新.....	14
6 セキュリティ対策.....	14
第8 刑事部会議室システムの引渡業務.....	14
1 基本的な考え方	14
2 業務内容	14

第1 目的

刑事部会議室システムは、千葉県警察本部（以下「警察本部」という。）において重大事案、複数の警察署にまたがる事案等の対応を行うためのシステムであり、警察本部の移転に伴い、新庁舎内に構築するものである。

刑事部会議室システムの導入に当たっては最新の技術を取り入れてシステムのパフォーマンス、操作性、信頼性、保守性等の向上を図ると共に、今後の技術動向に適合した設備を設置するものとする。

第2 業務概要

事業者は、本事業に関して下記の業務（以下「本業務」という。）を行うものとする。

1 刑事部会議室システムの設計業務

- (1) 実施設計
- (2) 工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

2 刑事部会議室システムの設置業務

- (1) 設置工事
- (2) 運転確認
- (3) 工事監理
- (4) 運用開始までに必要な手続き（各種申請業務等）

3 刑事部会議室システムの保守管理業務

- (1) システムの保守管理
- (2) その他システムの運用に関わる事項

4 刑事部会議室システムの引渡業務

- (1) 刑事部会議室システムの引渡し

5 遵守すべき法規制及び関係機関等への手続き

本業務の実施に当たっては、以下の関係法令及び法令適用基準等を遵守する。なお、関係法令及びその他基準等は最新版を適用する。

- ・ 電波法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 建築基準法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 千葉県が定める関係条例等
- ・ 個人情報保護条例
- ・ その他関係法令等
- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 国際基準規格（ISO）

- ・ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本電子機械工業規格（EIAJ）
- ・ 日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・ 電気設備技術基準
- ・ 電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

上記に関する全ての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を行うに当たり必要とされるその他の条例及び関係法令等についても遵守すること。

また、製造及び整備工事に必要な官公庁並びに関連機関等に対する申請及び諸手続きについては、迅速かつ適切に処理すること。

6 特許、実用新案権等

- (1) 設置する装置及び工事並びにソフトウェア等に係る、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講じるとともに、全責任を持つものとする。
- (2) 刑事部会議室システムに入力したデータについては、当該所有権又は使用权は警察本部に属するものとする。
- (3) 本要求水準書(案)に基づき納入された市販ソフトのうち、事業者以外の者に著作権のあるものについては、警察本部に使用許諾権が発生するものとする。

7 要求水準の変更

県は、事業期間中に要求水準を見直すことがある。以下に、要求水準の変更にかかる手続きを整理すると共に、これに伴う事業者の対応を規定する。

(1) 要求水準の変更の手続き

県は、事業期間中に要求水準を見直す場合、事前に事業者に連絡し、別途定める予定の協議会において協議を行うものとする。要求水準の見直しに伴って、要求水準が変更されるときは、これに必要な契約変更等を行うものとする。

県は、次の事由により要求水準の見直し等を行う。

- ア 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- イ 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき、又は業務内容が著しく変更したとき。
- ウ 県の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- エ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更に伴う契約更改

県と事業者は、要求水準の変更に伴い、これに必要な契約変更、サービス対価の支払額の変更を行うものとする。

第3 刑事部会議室システムの基本的事項

1 刑事部会議室システム基本事項

- (1) 長時間安定に使用可能なシステム及び機器を目指し、ライフサイクルコストの縮減に努めること。
- (2) システムの保守管理及びデータメンテナンス等が全ての運用機能を停止することなく容易に行え、かつ機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステムであること。
- (3) 各操作端末は、人間工学に基づいた操作性、機能性を重視した構造とし、簡単な操作で必要な表示、転送が行えると共に、業務の指揮統制と機動性に優れ、大規模事案、同時多発事案にも対応可能なものとする。
- (4) 大型表示パネルは、刑事部会議室内の各操作卓からその表示内容が良好に認識できると共に、表示器障害時には表示位置を組み変えて重要な表示を他の表示器上に行えること。
- (5) 業務内容の変更、社会情勢の変化や法改正等によるシステム構成の改造が容易であり、端末装置の増設及びシステムの拡張に対応できるシステムであること。

2 設置場所

刑事部会議室システムは千葉県警察本部新庁舎に設置する。

第4 刑事部会議室システムの概要

1 刑事部会議室システムの構成

刑事部会議室システムは、重大事案、複数の警察署にまたがる事案等の対応を行うシステムであり、現場警察官等からの情報を収集し、会議室内の各担当者及び関係者に提供し、発生事案に対する指揮を行う。

2 刑事部会議室システムの機器構成

刑事部会議室システムの機器構成を表 4-1～表 4-6 に示す。

表 4-1 管理サーバシステム

名 称	数量	備 考
管理サーバ	1 式	
処理装置	1 式	
外部ディスク装置	1 式	
DVDレコーダ	1 式	
ディスプレイ	1 台	
キーボード	1 台	
マウス	1 個	
収容架	1 架	耐震構造

表 4-2 映像表示システム

名 称	数量	備 考
大型表示パネル	1 面	70型以上プロジェクタ×3 (マルチディスプレイ)
TV受像器	12台	20型以上液晶 (地上波デジタル対応)
表示制御装置	1 式	
NTSCマトリクススイッチ	1 台	
アナログマトリクススイッチ	1 台	
RGBマトリクススイッチ	1 台	
マルチユーザ	2 台	NTSC映像4分割
画像エンコーダ	1 式	10ch以上
NTSC映像エンコーダ	1 式	20ch以上
制御部	1 式	
表示操作卓	1 式	
NTSCモニタ	1 台	
画像・映像モニタ	1 台	SXGA以上、アナログRGB及びデジタル
VTR(DVDレコーダ)	1 台	
スキャナ	1 台	
書画カメラ	1 台	
ビデオリタ	1 台	
操作パネル	1 台	
マイクロホン	(1台)	
操作卓筐体	1 卓	椅子2脚付
専用端末	1 式	
通信指令支援端末	(1台)	
交通管制端末	(1台)	

電話装置	(1 台)		
ヘリテレ端末	(1 台)		
地理端末	(1 台)		
警察本部端末	(1 台)		
予備端末接続用	(3 台)		

注：() は別システムまたは別途工事で設置する機器を示す。

表 4-3 操作卓

名 称	数 量	備 考
幹部卓 1 式当たり内訳 操作卓筐体 1 卓 ノート P C 1 式 マイクロホン (1 本) 電話機 (1 台) 無線操作器 (1 台)	9 式	椅子 1 脚付 16 型 SXGA 以上液晶
指揮卓 A 操作卓筐体 1 卓 ノート P C 1 式 マイクロホン (1 本) F A X 装置 1 台 電話機 (1 台) 無線操作器 (1 台)	1 式	椅子 1 脚付 16 型 SXGA 以上液晶
指揮卓 B 1 式当たり内訳 操作卓筐体 1 卓 ノート P C 1 式 マイクロホン (1 本) 電話機 (1 台) 無線操作器 (1 台)	8 式	椅子 1 脚付 16 型 SXGA 以上液晶
情報卓 A 操作卓筐体 1 卓 ノート P C 1 式 マイクロホン (1 本) F A X 装置 2 台 電話機 (1 台) 無線操作器 (1 台)	1 式	椅子 1 脚付 16 型 SXGA 以上液晶
情報卓 B 1 式当たり内訳 操作卓筐体 1 卓 ノート P C 1 式 マイクロホン (1 本) 電話機 (1 台) 無線操作器 (1 台)	8 式	椅子 1 脚付 16 型 SXGA 以上液晶
記録卓 A 操作卓筐体 1 卓 ノート P C 1 式 マイクロホン (1 本) F A X 装置 1 台 電話機 (1 台)	1 式	椅子 1 脚付 16 型 SXGA 以上液晶

無線操作器（別途設置）（1台）		
記録卓B 1式当たり内訳 操作卓筐体 1卓 ノートPC 1式 マイクロホン (1本) 電話機 (1台) 無線操作器 (1台)	8式	椅子1脚付 16型SXGA以上液晶

注：() は別システムまたは別途工事で設置する機器を示す。

表 4-4 拡声システム

名 称	数量	備 考
拡声装置 拡声装置本体 1台 スピーカ 2本	1式	(天井埋込型)
マイクロホン ゲースネックマイク 37本 ワイヤレスマイク 2式	37本	プレートスイッチ付 含チューナ、アンテナ
録音装置	1式	

表 4-5 無線リモコンシステム

名 称	数量	備 考
無線操作器	37台	
選択リモコン制御装置	1式	
無線装置（事業外整備）	(1式)	

注：() は別システムまたは別途工事で設置する機器を示す。

表 4-6 その他機器

名 称	数量	備 考
L2スイッチ	2台	100Base TX × 48以上実装
カラープリンタ	1台	A3対応、カラーLBP
カラーコピー	1台	A3対応
シュレツダ	1台	

3 使用条件

使用する機器及びシステムは、次の条件で正常に動作すること。

(1) 周囲条件（装置周囲の温・湿度）

以下の環境下で正常に動作すること。

表 4-7 周囲条件

新庁舎設置機器	周囲温度	5 ~ 35
	周囲湿度	20 ~ 80% R H

(2) 電源条件（供給電源）

以下に示す供給電源により正常に動作すること。

表 4-8 電源条件

新庁舎設置機器	電源電圧	AC100V 又は 200V $\pm 10\%$ 1 50Hz(要求により選択可)
	停電補償	無瞬断

第5 刑事部会議室システムの設計業務

1 基本的な考え方

刑事部会議室システムは、会議、指揮、指令の適切、円滑、かつ迅速化を図るため、最新の技術を導入して構築するシステムであり、信頼性、人間工学的な操作性、及びセキュリティに優れたものとする。また本システムを構成する各設備機器は将来の技術動向に対応したものであり、システムの保守・管理が容易であると共に将来容易に拡張又は改修ができ、かつ経済性にも優れたものとする。

刑事部会議室システムに要求される基本的事項を以下に示す。

- (1) 各装置は、十分検証された実績のある信頼性の高いものとする。
- (2) 各設備、装置等に実装するソフトウェアは、事業者で管理できるものとし、第三者の影響を受けることなく運用開始後のソフト改造、増設が可能であること。
- (3) 地震等に耐えられるハード設計や設置工事を行うこと。
また、ソフトウェア面においても不測の事態を考慮した設計とし、一部機器に障害が発生した場合でも全面的なシステムダウンを起こさないよう設計すること。
- (4) 刑事部会議室における会議、指揮、指令の開始から事案終了までの各種処理が正確かつ迅速に行え、大規模事案や同時多発事案の発生時においても十分な処理能力を有すること。
- (5) 社会情勢、情報化社会の進歩に合わせてシステムを高度化できるよう、機能の変更や追加、機器の変更や拡張、及びデータ量の増加に柔軟に対応できる設計とすること。

2 管理サーバシステム

管理サーバシステムは、表示制御装置にて IP 化された入力映像又は入力画像を各卓のノート PC に配信する共に、映像操作卓操作端末の操作により、入力された映像又は画像データを蓄積する。

3 映像表示システム

映像表示システムは、刑事部会議室壁面に大型表示パネル及び TV 受像器を設置し、CCTV 映像、各種端末表示画像、TV 放送等を表示して出席者間で情報の共有化を図ると共に、この画像を各操作卓のノート PC に配信して詳細情報を提供するシステムである。

4 操作卓

刑事部会議室内に設置し、担当者が着席して、収集情報の判断、対応策の検討、現場の指揮、関連機関との調整、等を行う操作卓であり、情報収集の詳細監視を行う表示装置の他、拡声用マイクロホン、FAX、別途設置する電話機及び無線操作器等を搭載する。

5 拡声システム

刑事部会議室内に設置し、発言内容及び TV 会議音声の拡声、並びに録音を行うシステムであり、拡声装置、マイクロホン、及び録音装置から構成される。

6 無線リモコンシステム

各卓に設置した無線操作部から別途設置する無線機を制御して、現地との無線通話を行うシステムである。

第6 刑事部会議室システムの設置業務

1 基本的な考え方

- (1) 機器の据付、配管、配線等は事業者が予め提出し承認された設計図等に基づいて行うこと。
- (2) 設置工事に当たっては、事前に施工計画書を警察本部に提出し承認を得ること。
- (3) 設置に当たり、承認された設計図等又は施工計画書に基づく施工が困難であることが判明した場合には、代替案を警察本部に提出し承認を得ること。
- (4) 設置工事は下記等に対する十分な配慮をして実施すること。
 - ア 工事中の安全に配慮すること。
 - イ 機器の搬入に際して近隣の物件、道路等に迷惑が発生しないこと。
- (5) 万一事故等が発生した場合、速やかに警察本部に連絡してその指示を仰ぐと共に、早期復旧に努めること。
- (6) 本業務を行うに当たり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (7) 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に搬出、処分すること。

2 据付、配管、配線工事

- (1) 機器が長期間安定に作動するように据付、配管、及び配線工事等を行うこと。
- (2) 機器の据付は、設置場所において想定される地震の揺れにより損傷、脱落、移動、又は転倒しないように行うこと。
- (3) サーバ類は、設置場所において想定される地震の揺れにより内部機器に損傷を与えないよう、必要により内部機器の耐震強度に適応した免震架台上に据え付けること。
- (4) ケーブル等配線は、施工後、系統及び線名が容易に判断出来るよう行うこと。
- (5) 保守、点検が容易に行えらると共に、保守、点検時に通常業務に支障を来さないよう施工すること。
- (6) 将来、機器の増設、改修、移設、及び更新が容易な施工を行うこと。

3 試験調整

- (1) 据付、配管、配線工事終了後、試験調整を行い本設備が所定の性能を有することを確認すること。
- (2) 試験調整は、本要求水準書(案)に示す全項目及び警察本部が別途指示する項目について行い、その動作、性能を確認して試験成績書を作成すること。

4 教育訓練

事業者は、システムの使用者に対し事業者の負担にて以下の教育訓練を実施すること。

なお、毎事業年度の開始前に教育訓練業務計画書を作成し、警察本部と協議のうえ書面により承認を得て、実施する。

- (1) システム導入時に、使用者の全員に対して取扱に関する教育・訓練を実施すること。
- (2) システム導入時及び更新時に、使用者がシステムの使用方法を完熟するまでの間は指導者を常駐させて操作方法に対する使用者の質問に対応すること。
- (3) 日常の運用において、システムの操作、運用に対する問い合わせに対応すること。

- (4) システム管理者用として、システムについてマニュアルを作成すること。

第7 刑事部会議室システムの保守管理業務

1 基本的な考え方

業務の実施に当たっては、事業期間を通じて下記のこと考慮した、保守管理業務計画書を作成し、実施する。また、毎事業年度の開始前に年間保守管理業務計画書（保守計画、業務責任者、技術者等）を作成し、警察本部へ書面により提出、承認を得る。

- (1) 保守管理は、予防保全を基本とする。
- (2) 劣化等による障害の未然防止に努めること。
- (3) 省資源、省エネルギーに努めること。
- (4) ライフサイクルコストの削減に努めること。
- (5) 故障等による対応を定め、早期回復に努めること。
- (6) 通常業務に支障をきたさないように努めること。

2 保守管理の期間

事業者は、システムの供用日から平成31年3月31日までの間、事業者の負担にて保守管理を行い、システムの機能、性能、並びに信頼度を保つこと。

3 保守点検

年間保守管理業務計画書及び事業契約書等に基づき、システムが常に正常な機能を保持し、業務が効率的に行えるように、ライフサイクルコストに考慮し計画的に機器の点検、調整、清掃及び部品交換を行う。

(1) 保守対象

刑事部会議室システムに係る全ての機器及びシステム

(2) 定期保守点検

定期的に保守点検を行い、プロジェクションランプ、ファン、表示灯等の消耗品をその寿命に至る前に交換すると共に、動作試験、機器の清掃、調整、劣化部品の交換等を行い、システムを最良の状態に保つこと。

なお、定期保守点検作業により本業務に支障を来たさないこと。

(3) 障害発生時の対応

障害発生時の対応は、以下に示すとおりとする。

- ア 警察本部からの障害発生時の連絡については、連絡先を定め適切に対応を行うこと。
- イ 速やかに技術員を派遣し正常な機能状態に復旧すること。
- ウ 年間保守管理業務計画書に基づき、速やかに技術員を派遣し正常な機能状態に復旧すること。
- エ ウイルスによる障害が発生した場合、速やかに技術員を派遣し適切な処置をとると共に、システムの点検を行うこと。
- オ 機器を持ち帰り修理する場合、代替機を用意し業務に支障をきたさないようにすること。また、持ち帰る機器に警察情報が記録されている場合にはこれを消去して持ち出すこと。

カ システム構成機器の修繕に必要な部品又は機材を常備し、直ちに機能を復旧できること。

(4) 報告書の提出

定期点検及び故障修理作業が完了した場合、処置について警察本部の確認を受け、報告書を作成し提出する。

4 機器更新及び消耗品

長期間の連続使用により障害の頻発、信頼度の低下、性能の低下、又は保守部品の入手が困難となった機器は、事業者の負担により技術進歩に見合ったものと更新すること。

また、消耗品は、事業期間を通して事業者の負担により交換することとする。

(1) 機器更新

パーソナルコンピュータ（又はワークステーション）を使用した端末装置、及び端末装置に接続されているディスプレイ、キーボード、マウス、プリンタ等の付属機器、これらの装置の基本ソフトウェア

(2) 消耗品

プリンタトナー、プリンタ感光体ユニット、録音バックアップ用メディア等

5 地図の更新

システムで使用する地図データベースは、事業者の負担により最新の状態を維持すること。また、地図の更新周期は1年を目処とする。

6 セキュリティ対策

ハッカーによる侵入、コンピュータウイルスなどに対する十分なセキュリティ対策を実施すること。

第8 刑事部会議室システムの引渡業務

1 基本的な考え方

- (1) 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守する。
- (2) 完了検査に必要な手続き業務を事業スケジュールに支障が無いように事業者の負担で実施する。

2 業務内容

- (1) 事業者は事業者の負担において、完成検査を行う。
- (2) 県は事業者による完成検査への立会いを求めることができる。
- (3) 事業者は事業者による完成検査後、県による完成確認を受ける。
- (4) 事業者は県による完成確認後、引渡す。引渡しについての詳細は、県と協議する。